



目次	
規則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則 <3・31掲示>	1
◎高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 <〃>	28

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月31日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第36号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 削除」を

「第5節 自動車取得税(第62条-第70条) 第5節の2 軽油引取税(第71条-第72条の8)」に、

「第1節 自動車取得税(第81条の2-第81条の7) 第2節 軽油引取税(第82条-第88条の2)」を

「第1節及び第2節 削除」に改める。

第3条中「以下」を「第29条第1項を除き、以下」に改める。

第5条第2号中「第93条の4第3項」を「第93条の4第3項、第141条の16第3項」に、「、第176条第3項及び第198条第3項」を「及び第176条第3項」に改め、同条第3号中「第179条の12第3項及び第200条第4項」を「第128条第4項及び第141条の20第4項」に改める。

第2章第5節を次のように改める。

第5節 自動車取得税

(自動車取得税の修正申告書の様式)

第62条 条例第124条第2項の自動車取得税の修正申告書は、別記第96号様式によるものとする。

(証紙による自動車取得税の納付等)

第63条 第73条の2から第73条の11までの規定は条例第124条第2項の規定により納付する自動車取得税について、第73条の12の規定は条例第124条第3項の規定に基づき証紙に代えて現金で納付する自動車取得税について準用する。この場合において、第73条の2第1項中「条例第147条第3項の自動車税」とあるのは「条例第124条第2項の自動車取得税」と、同条第2項第1号及び第2号並びに第73条の3第3項第1号及び第2号中「自動車税」とあるのは「自動車取得税」と、第73条の2第6項中「条例第147条第3項」とあるのは「条例第124条第2項」と、「自動車税」とあるのは「自動車取得税」と、「申告書」とあるのは「申告書又は修正申告書」と、第73条の3第1項中「条例第147条第3項」とあるのは「条例第124条第2項ただし書」と、「自動車税」とあるのは「自動車取得税」と、同条第4項及び第73条の5第2項中「前項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する前項」と、第73条の3第5項中「第3項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第3項」と、同条第6項中「第3項又は前項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第3項又は前項」と、第73条の4第2項中「前項」とあるのは「第63条において準用する前項」と、第73条の5第1項中「自動車税額」とあるのは「自動車取得税額」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第63条において準用する前項」と、「自動車税額」とあるのは「自動車取得税額」と、第73条の6中「前条第3項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する前条第3項」と、「自動車税」とあるのは「自動車取得税」と、第73条の7中「第73条の4第2項」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第73条の4第2項」と、第73条の8第2項中「前項ただし書」とあるのは「第63条において準用する前項ただし書」と、第73条の11中「第73条の3第3項各号」とあるのは「第63条において読み替えて準用する第73条の3第3項各号」と、第73条の12中「条例第147条第3項」とあるのは「条例第124条第3項」と読み替えるものとする。

(自動車取得税徴収猶予申告書等)

第64条 条例第126条第7項の規則で定める様式は、別記第97号様式によるものとする。

2 高知県中央東県税事務所長は、条例第126条第2項の規定による自動車取得税の徴収猶予をしたときは、別記第98号様式による自動車取得税徴収猶予整理簿に登記し、かつ、別記第99号様式による自動車取得税徴収猶予決定通知書により当該申告者に通知しなければならない。

3 高知県中央東県税事務所長は、条例第126条第4項の規定により自動車取得税の徴収猶予を取り消したときは、別記第100号様式による自動車取得税徴収猶予取消し通知書により当該申告者に通知するものとする。

(自動車取得税還付等申請書等)

第65条 条例第127条第2項の申請書は、別記第101号様式によるものとする。

2 高知県中央東県税事務所長は、条例第127条第1項の規定による自動車取得税の還付又は納付の義務の免除の申請があった場合は、これについて決定し、別記第102号様式による決定通知書によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

(身体障害者の範囲)

第66条 条例第129条第1項第3号の身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号による障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由		1級から3級までの各級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級から3級までの各級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級

小腸の機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(身体障害者手帳(身体障害者福祉法第15条の規定により交付される身体障害者手帳をいう。以下同じ。)の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除く。)のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3による重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各々項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各々項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各々項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各々項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第4項症までの各々項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各々項症及び第1款症から第3款症までの各々款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各々項症及び第1款症から第3款症までの各々款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症

(重度身体障害者等の範囲)

第67条 条例第129条第1項第4号の身体障害者のうち規則で定める重度の障害を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 前条第1号の規定に該当する者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める身体障害者福祉法施行規則別表第5号による障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級並びに2級の1及び2
下肢不自由		1級、2級及び3級の1
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(2級にあつては、1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能	1級から3級までの各級(3級にあつては、1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
心臓機能障害		1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸の機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級

(2) 前条第2号の規定に該当する者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める恩給法別表第1号表ノ2による重度障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各々項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各々項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各々項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各々項症
下肢不自由	特別項症から第3項症までの各々項症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各々項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各々項症

2 条例第129条第1項第4号の精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳に精神上の障害の程度(総合判定)が「A」である者として記載されている者

(2) 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に規定する精神通院医療に必要な費用の公費負担を受けている者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けているもののうち、当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級である者

(身体又は精神に障害を有する者の範囲)

第68条 条例第129条第1項第4号及び第154条第1項第2号の身体又は精神に障害を有する者で規則で定めるものは、身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付された戦傷病者手帳（第70条第2項において「戦傷病者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（第70条第2項において「療育手帳」という。）又は精神障害者保健福祉手帳を有する者とする。

（身体障害者等に対し自動車取得税を減免する自動車の範囲）

第69条 条例第129条第1項第5号の規則で定める自動車は、条例第118条第1項の自動車で、身体障害者等の利用に専ら供するための車いすの昇降及び固定装置、浴槽の装着等の特別の構造を有するものとする。

2 条例第129条第1項第6号の規則で定める自動車は、条例第118条第1項の自動車で、身体障害者等の利用に供するための車いすの昇降及び固定装置、浴槽の装着等の特別の構造を有し、身体障害者等以外の者の利用にも併せて供されるものとする。

3 条例第129条第1項第7号の規則で定める自動車は、条例第118条第1項の自動車で、専ら身体障害者が運転するために運転装置、制御装置等について特別の構造を有するものとする。（自動車取得税の減免の手続）

第70条 条例第129条第3項の申請書は、別記第103号様式、別記第104号様式、別記第123号様式又は別記第123号様式の2によるものとする。

2 条例第129条第3項の規則で定める書類及び運転免許証は、身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（第77条の2第2項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者（条例第129条第1項第3号に規定する身体障害者をいう。）、重度身体障害者等（条例第129条第1項第4号に規定する重度身体障害者等をいう。以下この項において同じ。）と生計を一にする者又は重度身体障害者等（単身で生活する者又は当該重度身体障害者等と生活を共にする者がある場合は、その者が身体若しくは精神に障害を有する者で第68条に規定するものに限る。）を常時介護する者の運転免許証（第77条の2第2項において「本人等運転免許証」という。）とする。

3 高知県中央東県税事務所長は、条例第129条第3項の規定による自動車取得税の減免の申請があつた場合は、これについて決定し、別記第105号様式による決定通知書によりその旨を当該申請者に通知するものとする。
第2章第5節の次に次の1節を加える。

第5節の2 軽油引取税
（仮特約業者の指定等）

第71条 条例第135条の規定により仮特約業者の指定を受けようとする者は、施行規則に定める様式による申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 県税事務所長は、条例第135条又は第136条の規定により仮特約業者として指定し、又は仮特約業者の指定を取り消したときは、別記第106号様式による指定通知書又は別記第107号様式による指定取消し通知書によりその旨を当該仮特約業者に通知するものとする。
（特約業者の指定等）

第72条 条例第137条の規定により特約業者の指定を受けようとする者は、施行規則に定める様式による申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 県税事務所長は、条例第137条又は第138条の規定により特約業者として指定し、又は特約業者の指定を取り消したときは、別記第108号様式による指定通知書又は別記第109号様式による指定取消し通知書によりその旨を当該特約業者に通知するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

3 知事は、前項の規定により県税事務所長から報告があつたときは、その旨を告示するものとする。
（軽油引取税の特別徴収義務者）

第72条の2 条例第141条第2項の軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 元売業者又は特約業者と政令第3条に規定する特殊の関係のある個人で、共同事業者とみなされるもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、軽油引取税の徴収の便宜を有する者で、県税事務所長が指定するもの
（軽油引取税の登録特別徴収義務者等の登記）

第72条の3 県税事務所長は、条例第141条の4第3項の規定により特別徴収義務者として登録したとき及び条例第141条の5第1項の規定により証票を交付したときは、別記第110号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録簿及び証票交付簿を設け、これに登記しなければならない。
（軽油引取税に係る申請書等の様式）

第72条の4 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。ただし、第1号、第3号及び第4号に掲げる文書にあつては、申請者の主たる事務所又は事業所が所在する都道府県の様式によることができるものとする。

- (1) 条例第141条の4第2項の申請書 別記第111号様式又は別記第112号様式
- (2) 条例第141条の4第3項の規定による通知に係る文書 別記第113号様式
- (3) 条例第141条の4第4項の規定による登録事項の変更の申請に係る文書 別記第114号様式又は別記第115号様式
- (4) 条例第141条の4第5項の規定による登録の消除の申請に係る文書 別記第116号様式

(5) 条例第141条の4第7項の規定による通知に係る文書 別記第117号様式

(6) 条例第141条の12第1項の規則で定める様式 別記第118号様式

(7) 条例第141条の12第2項の規則で定める様式 別記第118号様式の2

(8) 条例第141条の13第1項の規則で定める様式 別記第118号様式の3

(9) 条例第141条の14第1項の規則で定める様式 別記第118号様式の4

(10) 条例第141条の14第2項の規則で定める様式 別記第118号様式の5
（免税軽油使用者証交付簿）

第72条の5 県税事務所長は、条例第141条の6第4項の規定により免税軽油使用者証を交付したときは、別記第118号様式の6による免税軽油使用者証交付簿を設け、これに登記しなければならない。

2 県税事務所長は、条例第141条の6第6項又は第7項の規定により免税軽油使用者証の書換えを行い、又は返納があつたときは、前項の免税軽油使用者証交付簿に所要事項を記載して整理しなければならない。
（県外からの引取りを行うための免税証の交付に係る報告）

第72条の6 県税事務所長は、免税軽油使用者から法第144条の21第1項ただし書の規定に基づき免税証の交付の申請があつた場合において、同条第9項の規定による免税証の交付をしたときは、直ちに別記第118号様式の7による報告書により当該免税証に記載された数量等を知事に報告しなければならない。
（軽油引取税の徴収猶予の申請書等）

第72条の7 条例第141条の10の申請書は、別記第118号様式の8によるものとする。

2 第9条の2及び第12条の規定は、法第144条の29第1項及び第2項の規定により軽油引取税について徴収猶予をする場合、徴収猶予を取り消した場合又は担保を徴する場合について準用する。ただし、徴収猶予の通知は別記第118号様式の9に、徴収猶予取消しの通知は別記第118号様式の10によらなければならない。

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の通知等）

第72条の8 県税事務所長は、条例第141条の11第1項の申請を承認したときは別記第118号様式の11による台帳に登記し、かつ、別記第118号様式の12による決定通知書により当該申請者に通知し、当該申請を承認しなかつたときは別記第118号様式の13による否認通知書により当該申請者に通知しなければならない。

第73条第1項中「規定により、」を「規定による」に改め、同

条第2項を次のように改める。

2 県税事務所長は、前項の規定による自動車税の課税免除の申請があった場合は、これについて決定し、別記第119号様式の2又は別記第119号様式の2の2による決定通知書によりその旨を当該申請者に通知するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

第73条の2第1項中「第147条第3項に規定する」を「第147条第3項の」に改め、同条第2項中「により県が作成し、次の各号に」を「によるものとし、次に」に、「以下」を「次項において」に改める。

第73条の3第1項中「第147条第3項後段に規定する」を「第147条第3項の」に改め、同条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「行おうえで」を「行う上で」に改め、同条第6項中「及び第5項」を「又は前項」に改める。

第73条の9の見出しを「(住所の変更等の届出)」に改め、同条中「及び」を「又は」に改める。

第73条の12中「第147条第3項後段に規定する」を「第147条第3項の」に改める。

第76条第1項中「規定による軽減の」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 県税事務所長は、条例第153条第2項の規定による自動車税の軽減の申請があった場合は、これについて決定し、別記第122号様式による決定通知書によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

第76条の2第1項及び第2項中「第153条の2第1項に規定する」を「第153条の2第1項の」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「第153条の2第2項に規定する」を「第153条の2第2項の」に改め、同項第5号中「掲げるもの」を「掲げる書類」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第153条の2第2項の申請書は、別記第122号様式の2によるものとする。

第76条の2第5項を次のように改める。

5 県税事務所長は、条例第153条の2第2項の規定による自動車税の軽減の申請があった場合は、これについて決定し、別記第122号様式の3による決定通知書によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

第76条の2第6項中「自動車税額」を「自動車税」に改める。

第77条第1項中「第154条第1項に規定する」を「第154条第1項の」に、「右欄に掲げる」を「右欄に定める」に改め、同項の表中「第77条の4で定める」を「第68条に規定する」に改め、同条第2項中「第154条第2項に規定する」を「第154条第2項の」に改める。

第77条の2を次のように改める。

(身体障害者等に対する自動車税の減免の手続)

第77条の2 条例第154条第4項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の申請書は、別記第123号様式又は別記第123号様式の2によるものとする。

2 条例第154条第4項の規則で定める書類及び運転免許証は、身体障害者手帳等及び本人等運転免許証とする。

3 県税事務所長は、条例第154条第4項の規定による自動車税の減免の申請があった場合は、これについて決定し、別記第123号様式の3による決定通知書によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

第77条の3から第77条の5までを削る。

第78条中「第155条に規定する」を「第155条の」に改める。

第3章第1節及び第2節を次のように改める。

第1節及び第2節 削除

第81条の2から第88条の2まで 削除

別記第47号様式注1中「平成19年度及び平成20年度」を「平成21年度」に、「4,000円」を「3,300円」に改め、同様式注5中「端数が」を「端数を」に改める。

別記第75号様式の5を次のように改める。

第75号様式の5 (第49条関係)

受付印

県税事務所長 様

所在地
名称 ㊦

年 月 日

事業協同組合等の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書

高知県税条例第86条の5第2項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。

取得した不動産の表示

所在	土地			家屋				床面積 1階 1階 以外 計	構造	種類	家屋 番号	地番	所在	地積	地目	摘要
	地番	地積	地目	所在	地番	種類	家屋 番号									
不動産の取得年月日			譲渡予定の組合員又は所属員の住所又は所在地及び氏名又は名称													譲渡予定年月日

注 1 この申告書は、この申告書に記入している不動産について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
2 この申告書に記入している不動産を5年以内に組合員又は所属員に譲渡することを証明する書類を添えてください。

別記第96号様式から別記第118号様式までを次のように改める。

第96号様式 (第62条関係)

受付印

高知県中央東県税事務所長 様		自動車取得税修正申告書				
登録番号又は車両番号	申告年月日	年月日	区分	課税標準額(取得価額)	税率	税額
納税義務者住所(所在地)	修正年月日	年月日	修正申告額	円		円
ふりがな氏名(名称)	取得年月日	年月日	既に納付が確定している額	円		円
	譲渡者住所(所在地)			円		
主たる定置場	ふりがな氏名(名称)		差引き納付すべき額			円
車名及び型式			延滞金額			円
初度登録年月			合計金額			円
車台番号	普通・小型・三輪・軽		用途	乗用車(営業用・貨物自動車・バス(一般乗用車・観光貸切り・三輪小型特種用途(霊きゆう車・放送宣伝車・その他))		
種別	新規・移転・使用者変更		特例措置	特例措置	該当の有無及び該当内容等	
登録理由	新規・移転・贈与・所有権留保解除		新規登録時限的軽減措置	該当()・非該当()		
取得原因	売買・相続・贈与・その他()		低燃費車特例	該当()・非該当()		
	証紙代金収納印欄		低公害車特例	該当()・非該当()		

第97号様式 (第64条関係)

高知県中央東県税事務所長 様		年 月 日	
住所(所在地) 氏名(名称)		Ⓜ	
譲渡担保財産の取得に関する自動車取得税徴収猶予申告書			
高知県税条例第126条第2項の規定による自動車取得税の徴収猶予を受けたいので、下記のとおり申告します。			
記			
徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日
譲渡担保権者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
譲渡担保財産の設定者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
譲渡担保財産の表示		譲渡担保財産	
登録番号又は車両番号		設定年月日	年 月 日
車名		契約解除予定年月日	年 月 日
型式		取得年月日	年 月 日
種別		取得価額	円

- 注 1 この申告書は、この申告書に記入している譲渡担保財産について、自動車取得税申告書を提出する際に、併せて提出してください。
- 2 この申告書に記入している譲渡担保財産の取得の日から6月以内にその譲渡担保契約を解除することを証明する書類(譲渡担保契約書等の写し)を添えてください。

第100号様式 (第64条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県中央東県税事務所長 印

自動車取得税徴収猶予取消し通知書

高知県税条例第126条第4項の規定により自動車取得税の徴収猶予を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

なお、徴収猶予を取り消した税額については、別紙納付書で納期限までに納付してください。

記

徴収猶予の通知年月日及び番号					
登録番号又は 車両番号	年度	申告税額	徴収猶予期限及 び徴収猶予税額	徴収猶予を取り 消した税額	徴収猶予を取り消 した理由
			・ ・ 円		
			・ ・ 円		
			・ ・ 円		
			・ ・ 円		
			・ ・ 円		

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第101号様式 (第65条関係)

受付印

年 月 日

高知県中央東県税事務所長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称) 印

自動車取得税 還付
納付義務免除 申請書

下記のとおり自動車取得税の還付納付の義務の免除を受けたいので、高知県税条例第127条第2項の規定により申請します。

記

申請金額	円			
既納(未納)税額	課税標準額	円	納付年月日	年 月 日
	納付した(未納の)税額	円	年度	年度
自動車の概要	登録番号又は車両番号	車名		
	型式	車台番号		
	種別	用途		
	取得年月日	年 月 日	返還年月日	年 月 日
自動車販売業者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
返還理由(具体的に記入してください。)	1 性能が良好でない場合 2 車体の塗装等が契約の内容と異なる場合			

注 この申請書に記入している自動車を自動車販売業者に返還したことを証明する書類(契約書の写し等)を添えてください。

第102号様式 (第65条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県中央東県税事務所長 印

自動車取得税^{還付}納付義務免除^{決定通知書}

年 月 日付けで申請のありました自動車取得税の^{還付}納付の義務の免除^{決定通知書}については、

下記のとおり決定しましたので、通知します。

なお、納付済みの額と決定額との差額については、後日還付します。

記

登録番号又は車両番号	年度		年度
	当初額	減ずる額	決定額
課税標準額	円	円	円
税額	円	円	円
決定理由			

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第103号様式 (第70条関係)

受付印

年 月 日

高知県中央東県税事務所長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称) 印

自動車取得税減免申請書

第1号
高知県税条例第129条第1項第2号の規定に基づき自動車取得税の減免を受けたいので、
第9号
下記のとおり申請します。

記

自動車の表示等	所有者	住所(所在地)	
		氏名(名称)	
	使用者	住所(所在地)	
		氏名(名称)	
	登録番号又は車両番号	取得年月日	年 月 日
	主たる定置場	税額	円
	用途	1 救急自動車 2 巡回診療の用に供する自動車 3 血液事業の用に供する自動車 4 専ら公益の用に供する自動車	
処理	第1号 高知県税条例第129条第1項第2号の規定に該当することを確認しました。 第9号 年 月 日 調査員 職・氏名 印		

注 専ら公益の用に供する自動車の場合は、その事由を証明する書類を添えてください。

第104号様式 (第70条関係)

年 月 日

(受付印)

高知県中央東県税事務所長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称) ㊞

自動車取得税減免申請書

高知県税条例第129条第1項第8号の規定に基づき自動車取得税の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

取得した自動車の表示等	所有者	住所(所在地)		
		氏名(名称)		
	使用者	住所(所在地)		
		氏名(名称)		
登録番号又は車両番号	用途(自家用又は営業用の別)	自家用・営業用		
取得年月日	年 月 日	税額((①-②)×税率)	円	
主たる定置場				
減失又は損壊をした自動車の表示等	登録番号又は車両番号	用途(自家用又は営業用の別)	自家用・営業用	
	取得年月日	年 月 日	初度登録年月	年 月
	主たる定置場		乗車定員	人
	最大積載量	t	総排気量	ℓ
	車名		型式	
	被災年月日	年 月 日	被災直前の価格①	円
	抹消登録又は移転登録年月日	年 月 日	保険金、損害賠償金等の受給額②	円
被災場所				
減免を受けようとする理由				
処理	高知県税条例第129条第1項第8号の規定に該当することを確認しました。 年 月 日 調査員 職・氏名 ㊞			

注 天災により減失し、又は損壊した自動車に代わる自動車をその減失又は損壊のあった日から3月以内に取得したことを証明する書類を添えてください。

第105号様式 (第70条関係)

第 号
年 月 日

様

高知県中央東県税事務所長 ㊞

自動車取得税減免決定通知書

年 月 日付で申請のありました自動車取得税の減免については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

所有者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
使用者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
登録番号又は車両番号		年度	年度
当初税額	減免税額	決定税額	
円	円	円	
決定理由			

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第106号様式 (第71条関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

仮特約業者指定通知書

地方税法第144条の8第1項及び高知県税条例第135条の規定により仮特約業者として指定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 仮特約業者として指定した者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 2 仮特約業者として指定した年月日
- 3 仮特約業者の指定申請年月日

第107号様式 (第71条関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

仮特約業者指定取消し通知書

地方税法第144条の8第3項及び高知県税条例第136条の規定に基づき仮特約業者の指定を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定を取り消した仮特約業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 2 仮特約業者の指定を取り消した年月日
- 3 仮特約業者の指定を取り消した理由

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます(なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。おって、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第108号様式（第72条関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

特約業者指定通知書

地方税法第144条の9第1項及び高知県税条例第137条の規定により特約業者として指定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 特約業者として指定した者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 2 特約業者として指定した年月日
- 3 特約業者の指定申請年月日

第109号様式（第72条関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

特約業者指定取消し通知書

地方税法第144条の9第3項及び高知県税条例第138条の規定に基づき特約業者の指定を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定を取り消した特約業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 2 特約業者の指定を取り消した年月日
- 3 特約業者の指定を取り消した理由

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

- 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
おって、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第112号様式 (第72条の4関係)

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所 (所在地)
 氏名 (名称) [㊟]
 (法人の場合は、代表者の職名及び氏名)

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書

地方税法第144条の15第1項及び高知県税条例第141条の4第1項の規定により、下記のとおり特別徴収義務者としての登録を申請します。

記

特別徴収義務者の氏名又は名称並びに法人の場合は、代表者の職名及び氏名	
特別徴収義務者の住所又は所在地	
特別徴収義務者として指定された年月日 (元売業者又は特約業者として指定された年月日)	年 月 日
高知県内の軽油の納入地	
高知県内において、軽油の納入を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
高知県内において、軽油の納入を開始した年月日	年 月 日

注 記入欄が不足する場合は、別紙に記載して、添えてください。

第113号様式 (第72条の4関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 ㊟

軽油引取税特別徴収義務者登録通知書

地方税法第144条の15第2項及び高知県税条例第141条の4第3項の規定により、申請のとおり軽油引取税の特別徴収義務者として登録しましたので、下記のとおり通知します。

記

特別徴収義務者として登録した者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
特別徴収義務者として登録した年月日	年 月 日
特別徴収義務者の登録申請年月日	年 月 日

第114号様式（第72条の4関係）

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）[㊞]
（法人の場合は、代表者の職名及び氏名）

軽油引取税登録特別徴収義務者登録事項変更申請書

高知県税条例第141条の4第4項の規定により、下記のとおり登録特別徴収義務者の登録事項の変更を申請します。

記

※ 登録特別徴収義務者の登録年月日 及び登録番号	
変更事項	変更内容
1 特別徴収義務者の氏名若しくは名称又は法人の場合の代表者の職名若しくは氏名	(変更前)
2 特別徴収義務者の住所又は所在地	
3 事務所又は事業所の名称又は所在地	
4 事務所又は事業所の代表者の職名又は氏名	
5 軽油の貯蔵設備の有無又はその概要	(変更後)
6 重油等の貯蔵設備の有無又はその概要	
7 事務所又は事業所の事業開始年月日	
8 高知県内において、軽油の納入を行う相手方の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地	
9 高知県外において、軽油の納入を行う相手方の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
3 軽油又は重油等の貯蔵設備に係る変更の場合は、軽油又は重油等の貯蔵設備の概要については、その変更前及び変更後の概要を示す図面を添えてください。
4 記入欄が不足する場合は、別紙に記載して、添えてください。
5 この申請書は、高知県内に事務所又は事業所がある場合は、その事務所又は事業所ごとに提出してください。

第115号様式（第72条の4関係）

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）[㊞]
（法人の場合は、代表者の職名及び氏名）

軽油引取税登録特別徴収義務者登録事項変更申請書

高知県税条例第141条の4第4項の規定により、下記のとおり登録特別徴収義務者の登録事項の変更を申請します。

記

※ 登録特別徴収義務者の登録年月日 及び登録番号	
変更事項	変更内容
1 特別徴収義務者の氏名若しくは名称又は法人の場合の代表者の職名若しくは氏名	(変更前)
2 特別徴収義務者の住所又は所在地	
3 高知県内の軽油の納入地	
4 高知県内において、軽油の納入を受ける者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地	
	(変更後)

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
3 記入欄が不足する場合は、別紙に記載して、添えてください。

第116号様式 (第72条の4関係)

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所 (所在地)
氏名 (名称) ㊟
(法人の場合は、代表者の職名及び氏名)

軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除申請書

地方税法第144条の15第3項及び高知県税条例第141条の4第5項の規定により、下記のとおり登録特別徴収義務者の登録の消除を申請します。

記

※ 登録特別徴収義務者の登録 年月日及び登録番号	
登録特別徴収義務者の氏名 又は名称並びに法人の場合 は、代表者の職名及び氏名	
登録特別徴収義務者の住所 又は所在地	
登録の消除を申請する理由	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第117号様式 (第72条の4関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 ㊟

軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除通知書

地方税法第144条の15第3項及び高知県税条例第141条の4第5項又は第6項の規定により軽油引取税の登録特別徴収義務者の登録を消除しましたので、下記のとおり通知します。

記

登録特別徴収義務者の登録を 消除した者の氏名又は名称及 び住所又は所在地	
登録特別徴収義務者の登録を 消除した年月日	年 月 日
登録特別徴収義務者の登録を 消除した理由	
登録特別徴収義務者の登録消 除申請年月日又は特別徴収義 務者でなくなった年月日	年 月 日

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます(なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

おつて、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第118号様式 (第72条の4関係)

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所(所在地)
氏名(名称) [㊞]
(法人の場合は、代表者の職名及び氏名)

返還軽油届出書

軽油が返還されたので、高知県税条例第141条の12第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

※ 登録特別徴収義務者の登録年月日及び登録番号			
登録特別徴収義務者の氏名又は名称並びに法人の場合は、代表者の職名及び氏名			
登録特別徴収義務者の住所又は所在地			
事務所又は事業所の名称及び所在地			
事務所又は事業所の代表者の職名及び氏名			
軽油の引取り年月日	年 月 日	軽油の引取り数量	リットル
軽油の返還年月日	年 月 日	返還された軽油の数量	リットル
販売契約の解除年月日	年 月 日	販売契約の解除の理由	
その他参考となる事項			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 軽油の返還があったこと及びその返還された軽油の数量を証明する書類を添えてください。
3 軽油が返還された日から1月以内に届け出てください。

別記第118号様式の次に次の12様式を加える。

第118号様式の2 (第72条の4関係)

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称) ㊞
(法人の場合は、代表者の職名及び氏名)

返還軽油軽油引取税還付申請書

地方税法第144条の31第1項の規定により返還された軽油に係る軽油引取税について還付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

※ 登録特別徴収義務者の登録年月日及び登録番号					
登録特別徴収義務者の氏名又は名称並びに法人の場合は、代表者の職名及び氏名					
登録特別徴収義務者の住所又は所在地					
事務所又は事業所の名称及び所在地					
事務所又は事業所の代表者の職名及び氏名					
納入年月日	年 月 日	既納税額	円	既納税額に対応する軽油の数量	リットル
軽油の返還年月日	年 月 日	還付を申請する税額	円	返還された軽油の数量	リットル
その他参考となる事項					

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 軽油の返還があったこと及びその返還された軽油の数量を証明する書類を添えてください。

第118号様式の3 (第72条の4関係)

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称) ㊞
(法人の場合は、代表者の職名及び氏名)

免税用途使用軽油軽油引取税納入免除還付申請書

地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定により免税用途に供した軽油に係る軽油引取税について納入の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

※ 登録特別徴収義務者の登録年月日及び登録番号			
登録特別徴収義務者の氏名又は名称並びに法人の場合は、代表者の職名及び氏名			
登録特別徴収義務者の住所又は所在地			
免税証を取り扱った事務所又は事業所の名称及び所在地			
免税軽油以外の軽油の引取りを行って免税用途に供した者の氏名			
免税証の数量を超えて免税用途に供した軽油の数量及び当該数量に対応する税額		リットル 円	
上記の税額のうち既納税額	円	納入年月日	年 月 日
上記の税額のうち納入の免除申請税額	円	上記の既納入税額のうち還付申請税額	円
その他参考となる事項			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定により知事の承認を受けたことを証明する書類を添えてください。

第118号様式の4 (第72条の4関係)

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称) ㊞
(法人の場合は、代表者の職名及び氏名)

免税用途使用承認申請書

地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定により免税証に記載された数量を超える数量の軽油を免税用途に供したことについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

免税軽油使用者の氏名又は名称並びに法人の場合は、代表者の職名及び氏名			
免税軽油使用者の住所又は所在地			
免税軽油使用者証番号			
免税証の交付申請年月日及び当該申請により交付を受けた免税証に記載された免税軽油の数量の合計数量	年 月 日	リットル	
上記の交付を受けた免税証のうち免税軽油の数量を超えて軽油を免税用途に供したときに登録特別徴収義務者に提出した免税証に記載された免税軽油の数量	リットル	左記の登録特別徴収義務者に提出した免税証の券種及び番号	
上記の免税軽油の数量を超えて軽油を免税用途に供する必要がある理由			
上記の免税軽油の数量を超えて軽油を免税用途に供する前に免税証の交付申請ができなかった理由			
上記の免税軽油の数量を超えて免税用途に供した軽油の数量	リットル	使用年月日	年 月 日
上記の軽油の引取りを行った販売店の名称及び所在地			
その他参考となる事項			

注 免税証に記載された数量を超えて軽油を免税用途に供したこと及びその免税用途に供した軽油の数量を証明する書類を添えてください。

第118号様式の5 (第72条の4関係)

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 ㊞

免税用途使用承認書

年 月 日付で申請のありました免税証に記載された数量を超える数量の軽油を免税用途に供したことについては、下記のとおり承認します。

記

免税軽油使用者の氏名又は名称並びに法人の場合は、代表者の職名及び氏名			
免税軽油使用者の住所又は所在地			
免税軽油使用者証番号			
交付済みの免税証の交付年月日及び当該免税証に記載された免税軽油の数量の合計数量	年 月 日	リットル	
上記の交付済みの免税証のうち免税軽油の数量を超えて軽油を免税用途に供したときに登録特別徴収義務者に提出された免税証の券種及び番号			
上記の登録特別徴収義務者に提出された免税証に記載された免税軽油の数量を超えて免税用途に供された軽油の数量	リットル	左記の数量のうち承認する軽油の数量	リットル
上記の軽油の引取りを行った販売店の名称及び所在地			

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます(なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。おつて、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第118号様式の8 (第72条の7関係)

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所(所在地)
 氏名(名称) ㊟
 (法人の場合は、代表者の職名及び氏名)

軽油引取税徴収猶予申請書

地方税法第144条の29第1項の規定による軽油引取税の徴収猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

※ 登録特別徴収義務者の登録 年月日及び登録番号		
登録特別徴収義務者の氏名 又は名称並びに法人の場合 は、代表者の職名及び氏名		
登録特別徴収義務者の住所 又は所在地		
年 月 分申告税額	申告と同時に納入する税額	徴収猶予を申請する税額
円	円	円
徴収猶予を申請する税額の納入方法		
区分	分納期限	分納税額
第1回	年 月 日	円
第2回	年 月 日	円
徴収猶予を必要とする理由		
その他参考となる事項		

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 「徴収猶予を必要とする理由」欄は、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を納期限までに受け取ることができなかった理由を記入し、その理由を証明する書類を添えてください。
 3 納期限までに受け取ることができなかった軽油の代金及び軽油引取税について、別紙に記入してください。

別紙

徴収猶予を申請する税額の内訳

納期限までに受け取ることができなかった軽油の代金の内訳					税額	摘要
売掛年月日	住所又は所在地	氏名又は名称	売掛数量	売掛代金		
・ ・			リットル	円	円	
・ ・						
・ ・						
~~~~~						
・ ・						
・ ・						

## 第118号様式の9 (第72条の7関係)

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 軽油引取税徴収猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のありました軽油引取税の徴収猶予については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

## 記

課税番号	行為年月	年 月
区分	徴収猶予期間	徴収猶予税額
備考		

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

## 第118号様式の10 (第72条の7関係)

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

## 軽油引取税徴収猶予取消し通知書

地方税法第144条の29第2項において準用する同法第15条の3第1項の規定に基づき軽油引取税の徴収猶予を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

## 記

課税番号	行為年月	年 月	
徴収猶予の通知年月日及び番号	徴収猶予取消し年月日	年 月 日	
区分	徴収猶予期間	徴収猶予税額	徴収猶予を取り消した税額
徴収猶予を取り消した理由			
備考			

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



## 第118号様式の13 (第72条の8関係)

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

軽油引取税^{還付}  
納入義務免除^{否認}通知書

年 月 日付けで申請のありました軽油引取税の^{還付}納入義務の免除^{否認}については、地方税法第144条の30第1項及び第2項並びに高知県税条例第141条の11第2項の規定により認めることができなかったため、下記のとおり通知します。

## 記

年月別	年 月分	税額	円
軽油の引取者の氏名又は名称及び住所又は所在地			
引き渡した軽油の金額	円	左記の金額のうち既に受け取った金額	円
否認の理由			
備考			

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第120号様式の2を削る。  
別記第123号様式及び別記第123号様式の2を次のように改める。

第123号様式 (第70条、第77条の2関係)

(受付印)

県税事務所長 様 年 月 日

自動車取得税 減免申請書  
自動車税

高知県税条例第129条第1項第3号・第4号の規定に基づき自動車取得税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。  
なお、減免の判定のために必要がある場合は、身体障害者手帳等及び運転免許証の状況について、関係機関及び関係部署に照会し、確認することについて同意します。

		登録番号又は車両番号		身障区分コード	
申請者	住所 ふりがな氏名	生年月日 年 月 日	身体障害者等との続柄 コード	非同居認定 コード	
身体障害者手帳等の表示	住所	氏名	電話番号		
	生年月日	年 月 日	18歳になる日	年 月 日	障害の程度 (該当する欄に記入するか、又は該当する項目の番号を○で囲んでください。)
	手帳区分	1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳 4 戦傷病者手帳	有効日付 次回の判定年月	年 月 日	
	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日	種 級 項 症 款 症 1 療育手帳の総合判定A 2 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級
自動車の使用状況	使用目的 1 通院 2 通学・通園 3 通勤 4 生業 5 通所 6 帰宅	施設名			
運転免許証の表示等	住所	氏名	生年月日	年 月 日	コード
	電話番号	身体障害者等との続柄	コード	非同居認定	コード
	免許証番号	交付年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日
自動車検査証の表示等	所有者 住所(所在地)	氏名(名称)	有効期間の満了する日		
	使用者 住所	氏名	年 月 日		
	主たる定置場	取得年月日	年 月 日	用途(自家用又は営業用の別)	自家用
自動車の特別仕様又は構造変更の内容					
自動車取得税	当初取得価額	円	当初税額	円	
	特別仕様又は構造変更に変更した金額	円	減免税額	円	
	取得価額	円	決定税額	円	
自動車税	当初税額	円	減免税額	円	決定税額
処理	身体障害者手帳等及び運転免許証を現認し、高知県税条例第129条第1項第3号・第4号の規定に該当することを確認しました。 年 月 日 調査員 職・氏名				
前減免自動車( )は、廃車( 年 月 日)済み					

注 1 詳細については、裏面をよくお読みください。  
2 この減免申請書に必要な書類を添えて、自動車の登録時には運輸支局県税駐在員に、既に登録されている自動車は各県税事務所に4月1日から納期限までの間に提出してください。

(裏面)

◎減免申請の際には、次の点に注意してください。  
◎減免を受けることができる場合の障害の程度については、県税事務所等で確認してください。  
◎既に減免を受けている自動車がある場合は、その状況により、新たに減免申請する自動車について減免が受けられない場合がありますので、事前に県税事務所等にご相談ください。

	家族運転又は常時介護者運転の場合	本人運転の場合 (身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方が運転する場合に限ります。)
自動車 ※1台に限ります。	① 車種 乗用車、トラック(乗車定員が4人以上のもの)、三輪の小型自動車又はキャンピング車で自家用のもの ② 名義 ・所有者：ディーラー等の所有権留保付のもの以外は、身体障害者等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方) ・使用者：身体障害者等又は「運転免許証の表示等」欄の運転者。ただし、ディーラー等の所有権留保付のものは、身体障害者等 ・身体障害者等が18歳未満又は精神障害者の場合は、所有者及び使用者がともに同一生計の親族で可。	① 車種 自家用のもの ② 名義 ディーラー等の所有権留保付のもの以外は、所有者及び使用者がともに本人
運転者	・家族運転の場合 身体障害者等と同居している親族(やむを得ない理由により同居できない場合で、健康保険証又は確定申告書の写しにより扶養関係を確認することができる者は、可。) ・常時介護者運転の場合 単身で生活する身体障害者等又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者	本人
自動車の使用内容	身体障害者等の通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅のために、週1回以上又は月4回以上使用し、かつ、1年以上継続して使用が見込まれるもの	本人が日常生活において使用するもの
手続に必要なもの	① 減免申請書 ② 自動車検査証 ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳 ④ 運転免許証又はその写し(表裏とも) ※停止期間中は、受付できません。 ⑤ 認印 ⑥ 住民票(続柄を省略していないもの) ※同居でない場合は、扶養関係を証明する健康保険証又は確定申告書の写し ⑦ 使用内容を証明するもの 通院証明(医療機関)、通学・通園・帰宅証明(学校等)、通勤証明(会社等)、生業の証明(民生委員)又は通所証明(施設等) ⑧ 介護者の確認をすることができるもの(常時介護者運転の場合のみ) 自動車運行計画書及び誓約書 ⑨ 自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類	① 減免申請書 ② 自動車検査証 ③ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳 ④ 運転免許証又はその写し(表裏とも) ※停止期間中は、受付できません。 ⑤ 認印 ⑥ 自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類

注 1 申請者は、納税義務者です。  
2 「自動車の使用状況」欄は、家族運転又は常時介護者運転の場合にのみ記入し、「施設名」欄は、「使用目的」欄が「2 通学・通園」、「5 通所」又は「6 帰宅」の場合にのみ記入してください。  
なお、減免を受けることができる場合の施設については、県税事務所等で確認してください。  
3 「身障区分コード」欄、「非同居認定」欄、「コード」欄、「当初税額」欄、「減免税額」欄、「決定税額」欄及び「処理」欄は、記入しないでください。

第123号様式の2 (第70条、第77条の2関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">受付印</div>		年 月 日	
県税事務所長 様			
申請者 住所(所在地) 氏名(名称) ㊤			
自動車取得税 自動車税 減免申請書			
<p>高知県税条例 第129条第1項第5号・第6号・第7号の規定に基づき 自動車取得税の減免を 第154条第2項 自動車税</p> <p>受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
自動車の表示等	所有者	住所(所在地)	
		氏名(名称)	
	使用者	住所(所在地)	
		氏名(名称)	
	登録番号又は車両番号	用途(自家用又は営業用の別)	自家用 ・ 営業用
	取得年月日	年 月 日	主たる定置場
	区分	構造上、身体障害者等の 1 利用に専ら供するための構造を有する自動車 2 利用に供するための構造を有する自動車 3 運転の用に供するための構造を有する自動車(営業用のものに限る。)	
	特別仕様又は構造変更の内容	1 車いすの昇降装置 2 車いすの固定装置 3 浴槽の装着 4 その他( )	
	自動車取得税	当初取得価額	円 当初税額 円
		特別仕様又は構造変更 に要した金額	円 減免税額 円
	取得価額	円 決定税額 円	
自動車税	当初税額	円	
	減免税額	円	
	決定税額	円	
車いすの利用者	住所		
	氏名	生年月日 年 月 日	
	申請者との続柄	電話番号	
自動車の使用目的			
処理	高知県税条例 第129条第1項第5号・第6号・第7号の規定に該当することを確認しました。 第154条第2項 年 月 日 調査員 職・氏名 ㊤		

- 注 1 申請者は、納税義務者です。  
 2 「当初税額」欄、「減免税額」欄、「決定税額」欄及び「処理」欄は、記入しないでください。  
 3 自動車の特別仕様又は構造変更の内容及び金額が分かる書類を添えてください。  
 4 車いすを利用することの証明等自動車の使用目的に応じて手続に必要なものがありますので、県税事務所で確認してください。

別記第123号様式の2の次に次の1様式を加える。

第123号様式の3 (第77条の2関係)

自動車税減免決定通知書

自動車税の減免について、下記のとおり決定しました。  
下記の決定税額を同封の納付書で納期限までに納付してください。  
この通知書の到達前に納付済みの場合は、納付の必要はありません。  
決定税額は、0円ですので、納付の必要はありません。  
既に全額を納付している場合は、減免税額が還付されます。

記

登録番号	当初税額	円
年度	減免税額	円
納期限	年 月 日	円
決定理由		

年 月 日

県税事務所長 印

( 切 取 り 線 )

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

1 この他分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができ、なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この他分の取消しの訴えは、上記1.の審査請求に対する裁決を続けた場合に限り、当該審査して6箇月以内に、高知県知事として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができ、ただし、次の(1)から(3)までのいずれかの取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 他分、処分又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき。

高知県 自動車税納税証明書 (継続検査用)

下記の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。

( 下記の登録番号、車台番号及び有効期限の日付が「***」印で消されているものは、証明書として使用することができません。 )

記

登録番号	車台番号 (下6ケタ)	この証明書の有効期限
		年 月 日

県税事務所長 印

(自動車検査証といっしょに大切に保管してください。)

別記第129号様式から別記第147号様式までを次のように改める。  
第129号様式から第146号様式まで 削除

第147号様式 (第89条関係)

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



過料決定通知書

あなたは、高知県税条例第 条に規定する違反行為があったので、同条例第 条の規定により次の過料を科する。

金 円

なお、上記の金額は、別添の納額告知書で指定する納期限までに納付しなければなりません。

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に異議申立てをすることができます(なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます(なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県税規則別記第129号様式の5、別記第131号様式、別記第141号様式及び別記第146号様式の3は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第37号

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県証明事務手数料徴収条例施行規則(昭和31年高知県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第700条の15第3項」を「第144条の21第3項」に改め、同条第2号中「有体動産」を「動産」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。